別紙

説明の概要について（第３回住民説明会）

【第３回住民説明会の内容】（１ページ）
１．八丁平南公園・隣接市有地の周辺民有地等土壌調査報告
２．企業埋立区域内企業所有地の土壌調査報告
３．健康影響調査の実施状況
４．今後のスケジュールについて

１　八丁平南公園・隣接市有地の周辺民有地等土壌調査報告

【調査の目的】（2ページ）
　調査の目的は、「八丁平南公園・隣接市有地及び企業埋め立て区域から周辺民有地への土砂の飛散の影響の調査」と「企業埋め立て区域内及び区域に面する民有地における汚染状況の把握」の2点になります。

【調査区域図】（3ページ）
　「公園・隣接市有地に面する民有地（図中ピンク色部分）」と「企業埋立区域内及び区域に面する民有地（図中黄色部分）」の調査を行なっています。

【調査結果】（4ページ）
（鉛の含有量）
　含有基準（土1kgあたり１５０mg）に対し、「①南公園・隣接市有地に面する民有地」については、調査件数４２件の内、基準超過が2件、「②企業埋立区域内及び区域に面する民有地」については、調査件数６０件の内、基準超過が8件、合計では１０２件調査し、１０件が基準超過という状況です。
（ヒ素の含有量）
　ヒ素については、基準超過は確認されていない状況です。

【調査結果（まとめ）】（5ページ）
　「①南公園・隣接市有地に面する民有地」については、４２件中2件の基準超過がありましたが、基準超過が広範囲にはわたっていないこと、再調査で掘返しがない所は基準値内であったこと等から、汚染原因は飛散の影響ではないと判断しています。
　「②企業埋立区域内及び区域に面する民有地」については、６０件中８件の基準超過が確認されていますが、汚染土による盛土造成等飛散とは別の要因の可能性が高いと考えています。

今後、確認のための土壌調査を実施し、原因・範囲を特定していきたいと考えています。また、基準を超過した民有地については、詳細調査を実施し、土地所有者と事前協議しながら対策工を検討していきます。

２　企業埋立区域内企業所有地の土壌調査報告

【調査内容・調査結果・対策工の考え方】（6ページ）

（調査内容）

・調査範囲：埋立区域内の企業所有地全体（3ページ図中水色部分）。

・調査方法：１０m×１０mあたり1カ所（土対法に基づく調査方法）。

・調査期間：平成２６年3月～4月。

・調査元素：南公園等で確認された重金属類（鉛、ヒ素、フッ素、水銀）の溶出量と含有量。

（調査の結果）

・含有量→鉛とヒ素が基準超過。

・溶出量→ヒ素とフッ素が基準超過。

（対策工の考え方）

埋立地周辺では地下水の利用がないことから、含有基準超過に対応した対策工を実施していくこととしています。

【鉛又はヒ素の含有規準超過区域】（7ページ）

赤の枠線内が企業所有地で、区域内のマス目（１０m×１０m）１つにつき1件の調査を実施しています。

緑色の部分が、鉛・ヒ素が基準超過しているところです。

【対策工事手法：平坦部の盛土方法】（8ページ）

この図は対策工法を断面的に示したもので、上の図が現況地盤になりますが、茶色部分が汚染土壌、緑部分は汚染されていない土壌になります。

このような平坦部の場合には、汚染土壌の上に5㎝程度の砂利を敷きつめ、その上に汚染されていない土壌を５０㎝盛土します。

盛土の端部は汚染されていない側に３０度の傾斜をつけて斜めに盛ります。

【対策工事手法：傾斜部の盛土方法】（9ページ）

汚染土壌が斜面の場合は、現状地盤の斜面部分を切り取り、汚染土壌を汚染区域内に移動させ後に、平坦部と同様に砂利を敷き詰め、その上に５０㎝の汚染されていない土壌で盛土をします。

【盛土対策工事区域】（10ページ）
この図は、「企業の所有地の対策工の場所」を平面的に示したものです。
茶色部分は平坦部、道路のわきの緑色部分は斜面部になります。

【今後のスケジュール】（11ページ）
今後、北海道に区域指定申請をし、道から措置指示が出次第、速やかに（7月中想定）汚染対策工に着手し、8月末までに工事を終了させる予定です。

３　健康影響調査の実施状況（１２ページ）

（調査概要）
・実施日：5月17日・18日・21日（予備日）の3日間
・申込者：197名（実際の受診は177名）
・調査内容：採血、採尿、生活状況の聞き取り

（血中鉛濃度調査結果（速報値））
1.0未満から3.1μg/dl
※同じように土壌汚染のあった東京都北区で同様の調査が実施されており、1.0未満から4.5μg/dlという結果が出ていますが、東京都北区ではこの数値をもって「土壌汚染の影響はない」という判断をしています。

（今後のスケジュール）
専門家による「健康影響評価検討委員会」で、全体の調査結果分析評価を行ない、8月下旬に受診者への個別通知や住民説明会の開催・報告をしたいと考えています。

４　今後のスケジュールについて

【民有地の汚染対策】（13ページ）
民有地の汚染対策は、大きく2点になります。
①基準超過した箇所周辺の土壌調査による汚染の原因・範囲の特定
②基準超過した民有地の詳細調査、土地所有者との対策工法の協議

・１点目の基準超過した箇所周辺の土壌調査は7月に実施し、8月には汚染の原因・範囲を特定していきます。
・2点目の基準超過をした民有地の詳細調査については、できるだけ速やかに実施し、対策工法を決めていきます。

・対策工法は、土壌汚染対策法に準拠した盛土や舗装を基本としますが、専門家の意見を反映しながら考えていきます。
・対策工法決定後、所有者との協議が整い次第、対策工を実施していきます。

【南公園・隣接市有地の汚染対策】（14ページ）
次の3点について並行的に検討していきます。
①土壌汚染対策法に基づく区域指定。
②南公園・隣接市有地の汚染対策工の検討。
③南公園・隣接市有地の利用方法・整備計画の検討。

・対策工法、整備計画については専門家の意見を聞きながら検討していきます。
・対策としては盛土を考えていますが、大量の盛土材料が必要になるため、陣屋町の統合消防支署建設現場からの発生土や八丁平近隣市有地からの搬出土の使用を予定しています。
・対策工が完了次第、秋以降に整備工事に着手、1年後を目途に「南公園の再開」、「隣接市有地の利用開始」をしていく考えです。

【南公園・隣接市有地の汚染対策の基本方針について】（15ページ）
整備にあたっての基本方針は3点にまとめています。
①対策工は、盛土を基本とします。
②南公園は、対策工を実施し、その後に公園機能を復元していきます。
③隣接市有地については、対策工を実施し、その後に南公園と一体となった活用が行えるような整備を検討していきます。

【全体スケジュール】（16ページ）
健康影響調査検討委員会を開いた後の8月下旬に第4回説明会を開催し、健康影響調査の結果や南公園等の対策工等について説明したいと考えています。
来年末に施設再開というスケジュールになっていますが、再開した公園・隣接市有地周辺の水質等については、その後モニタリングにより安全性を確保していきたいと考えています。
民有地の汚染対策については、できるだけ年内に汚染対策を終了させるスケジュールで進めたいと考えています。

以上